

契約締結時の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号： 株式会社 M&F Asset Architect

(「オプショントレード普及協会」は株式会社 M&F Asset Architect の活動上の通称です。)

住所： 〒136-0076 東京都江東区南砂 2-5-14 407

問合せ専用電話番号：050-3644-5824

電話番号：03-6458-7844

契約年月日： 2025 年 10 月 31 日

契約期間： 2025 年 11 月 1 日～2026 年 12 月 31 日 (日本時間)

○ 投資顧問契約の内容

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。
- ③ 本サービスのお申込時に記載する氏名、住所等の個人情報は、申込者自身の身分証明の際に使用される公的身分証明書に明示されたものと同じのものであり、誤記や記入漏れのないもので虚偽の情報ではないと誓約いただきます。

○ 提供する投資助言の内容

助言サービス名	助言の内容・方法等
オプション戦略 ポートフォリオ スタンダードプラン	・投資助言付のメンバーシップサービスです。 ・米国株、MMF、その他 E T P を利用した投資手法の助言 ・米国株オプション、指数オプション、日本の有価証券オプションの助言 ・オプションの種類、満期、権利行使価格、手掛けるタイミング、ポジション 組み換えタイミング及び手仕舞いのタイミングを助言します。 ・ライブ配信、オンデマンド動画又はメール等により行います。
オプション戦略 ポートフォリオ プレミアムプラン	・投資助言付のメンバーシップサービスです。 ・米国株、MMF、その他 E T P を利用した投資手法の助言 ・米国株オプション、指数オプション、日本の有価証券オプションの助言 ・オプションの種類、満期、権利行使価格、手掛けるタイミング、ポジション 組み換えタイミング及び手仕舞いのタイミングを助言します。 ・ライブ配信、オンデマンド動画又はメール等により行います。 ・依頼者の要望に応じてオンラインにて発注操作等のサポートをします。

○ 分析者：金森雅人、松井徹

○ 投資判断者：金森雅人、松井徹

○ 助言者：金森雅人

○ 報酬等

① 助言報酬

助言サービス名	報酬額
スタンダードプラン	入会金 330,000 円＋助言報酬 330,000 円の計 660,000 円（税込み）
プレミアムプラン	入会金 550,000 円＋助言報酬 330,000 円の計 880,000 円（税込み）

② その他の費用

通信回線費、銀行振込をご選択の場合の振込手数料。

○ 助言報酬の支払い期日、方法

①お支払期日：契約年月日までにお支払いいただきます。

②お支払方法：クレジットカード決済、または銀行振込（お申込み時に選択）

※振込先：みずほ銀行 東陽町支店 普通 3020850（振込手数料はお客様負担となります。）

○ 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

○ 契約の解除について

この投資顧問契約はクーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは次のとおりです。

① 顧客は、契約締結時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面または電子メールによる意思表示により投資顧問契約の解除を行うことができます（クーリング・オフ）。

② クーリング・オフ期間を経過したのちも、助言を受ける前であれば、書面または電子メールによる意思表示により解除を認めます（合意解除）。

③ 契約の解除日は、顧客がその書面または電子メールを発した日となります。

④ 契約解除による返金は内閣府令で定める金額に従います。

・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。

・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：助言回数割り計算した報酬額（契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの助言回数÷契約期間中に行うこととなっている総助言回数×契約期間に対応する報酬額。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします（報酬をディスカウント価格でお支払いされている場合には、通常報酬額を元に算定致します）。

⑤ 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

*内閣府令で定める金額

・ 助言を行っていない場合には契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）

・ 投資助言料を助言の回数に応じて算定している場合には、助言回数に応じて算定した金額

○当社からの返金の方法

クーリング・オフ、契約解除、誤振込等による返金を行う場合は、申し込みご本人様名義の口座に限ります。クレジットカード決済の際は、PayPal を通じて返金いたします（決済日から 180 日以内の場合）。

○当社への連絡方法

以下の電話番号、電子メールアドレスにご連絡下さい。

問合せ専用電話番号：050-3644-5824

電話番号：03-6458-7844

メールアドレス：info@mf-aa.co.jp

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

② 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

次の投資顧問契約書は、契約内容をあらかじめご確認いただくためのものです。

お申込後、電子署名システムにて締結手続きをいただくと押印済み投資顧問契約書が交付されます。

投資顧問契約書

申込者（甲）と株式会社 M&F Asset Architect（乙）とは、甲が乙に対価を支払って、乙から投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約を締結した。

第1条（投資顧問契約の締結）

甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から情報の供与を受けることを乙に電磁的方法により申し入れ、乙は法令の規定及び本投資顧問契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

2. 甲は、乙に対し、氏名、住所等の個人情報、甲の身分証明の際に使用される公的身分証明書に明示されたものと同一のものであり、誤記や記入漏れのないもので虚偽の情報は無いことを確約する。

第2条（助言の内容及び方法）

乙は有価証券等の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の方法により助言を行うものとする。

（1）次号において指定する、助言の業務を行う者が、オンラインにて投資商品、投資戦略に関し、当該商品、投資戦略の内容及びそのリスク等を十分理解させる目的で指導を行い、その過程で具体的な銘柄とエントリータイミングについて助言を行う。

（2）この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は次のとおりとする。

分析等の業務を行う者 金森雅人 松井徹

助言の業務を行う者 金森雅人

乙への連絡方法 メール(info@mf-aa.co.jp 等)、メンバーサイトの問い合わせフォームを利用する。

第3条（投資助言サービス）

甲が乙から受ける投資助言サービスは以下の通りである。（いずれかを選択して申し込み）

(1) 「オプション戦略ポートフォリオ スタンダードプラン」

(2) 「オプション戦略ポートフォリオ プレミアムプラン」

第4条（秘密の保持）

乙は、この契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2. 甲は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

第5条（報酬の額、支払いの時期・方法、及び継続等）

本投資顧問契約により甲が支払う報酬は以下の通りである(すべて消費税込み)。

(1) 「オプション戦略ポートフォリオ スタンダードプラン」の報酬額は入会金 330,000 円+助言報酬 330,000 円の計 660,000 円(税込み)とする。

(2) 「オプション戦略ポートフォリオ プレミアムプラン」の報酬額は入会金 550,000 円+助言報酬 330,000 円の計 880,000 円(税込み)とする。

2. 報酬の支払いは 2025 年 10 月 31 日までに銀行振込またはクレジットカード決済による。

(振込手数料は乙負担とする)

第6条（運用の責任等）

投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2. 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に 対する特別の利益の提供は行わないものとする。乙の提供する助言及び情報は甲の投資行為において利益を保証するものではない。

第7条（契約期間）

契約期間は、2025年11月1日～2026年12月31日（日本時間）までとする。

第8条（反社会的勢力等の排除）

甲は、乙に対し、甲が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に わたっても該当しないことを確約する。

（1） 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

（2） 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3） 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（4） 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5） その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

（1） 暴力的な要求行為

（2） 法的な責任を超えた不当な要求行為

（3） 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4） 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

（5） その他前各号に準ずる行為

3. 乙は、甲が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

（1） 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき

（2） 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき

（3） 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、甲は、乙に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。また、甲は、解除による損害について、乙に対し何らの請求もすることができない。

第9条（契約書の事項の変更）

本投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

第10条（クーリング・オフ、契約解除等による返金方法）

甲の書面又電子メールによるクーリング・オフ、契約解除の申出等により返金を行う場合は、以下の方法で返金を行う。

2. クーリング・オフ、契約解除による返金は、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の『契約の解除について』の記載に従い算出し、内閣府令で定める金額を返金する。振込手数料は、甲の負担とする。

3. クレジットカード決済の場合は、PayPalを通じて返金する（決済日から180日以内の場合）。

4. 銀行振込での購入の場合、又はクレジットカード決済で決済日から180日超の場合は、甲本人の名義口座に返金する。返金を行う金融機関の範囲は、日本国内の金融機関に限る。甲は、以下返金先金融機関情報を乙に書面又は電

子メールにて連絡する。

- ①振込み金融機関名
- ②支店名
- ③預金種目（普通・当座の別）
- ④口座番号
- ⑤口座名義（カナ表記）

5. 本契約解除の申出に関して、甲は以下に同意したものとする。

(1) 本サービスの契約解除による返金を除き、乙に対して以後、名目の如何を問わず、一切の請求 異議申立て提訴をしてはならない。

(2) 乙に対する誹謗中傷、業務妨害、信用毀損、その他一切の迷惑行為を行ってはならない。

(3) 本サービスの契約解除に関する一切の事実関係を第三者に開示または洩してはならない。

6. 乙は、返金が終了したとき、または甲の求めがあるときは、甲より取り扱いを委託された個人情報（その複製物を含む。）の全部または一部を甲に返還し、または消去しなければならない。

第11条（紛争解決方法）

本契約に関して紛争が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るよう努めなければならない。

2. 前項によっても紛争が解決しない場合は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（電話番号：0120-64-5005）を通じて解決をはかることができる。

第12条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（契約外事項の協議）

本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

署名日 <日付欄>

甲 署名 <電子署名欄>

乙 東京都江東区南砂 2-5-14 407
株式会社 M&F Asset Architect
代表取締役 守屋史章



この投資顧問契約書は、契約内容をあらかじめご確認いただくためのものです。

お申込後、電子署名システムにて締結手続きをいただくと押印済み投資顧問契約書が交付されます。